

公的研究費等の適正な使用と責任ある研究活動について

ハンドブック

第4版 2021年4月

改訂履歴 初版発行 2017年11月

第2版 2019年11月

第3版 2020年 7月

地方独立行政法人 神戸市民病院機構

コンプライアンス推進室

1. はじめに	1
2. 公的研究費等の適正な使用について	2
(1) 公的研究費等について	2
・競争的資金等の直接経費と間接経費	
・当機構の公的研究費等に関する規程等	
(2) 行動規範	4
(3) 公的研究費等の使用ルール	5
・物品を購入するとき	
・出張するとき	
・謝金を支払うとき	
(4) 相談窓口	6
(5) 管理体制と不正防止の取組み	7
(6) 誓約書の提出について	9
(7) 公的研究費等の不正使用の事例と措置	10
(8) 不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等	11
(9) 公的研究費等の不正使用による処分までの流れ	12
(10) 通報窓口（監査室）	13
3. 責任ある研究活動について	14
(1) 研究活動上の不正行為について	14
・当機構の研究不正防止に関する規程等	
・その他関連規程等	
(2) 行動規範	15
(3) 研究記録等の管理等	16
(4) 管理体制と不正行為防止の取組み	17
(5) 不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等	18
(6) 通報窓口（コンプライアンス推進室）	19

1. はじめに

昨今、我が国では、研究費の不正使用や研究活動上の不正行為が相次いで指摘されており、研究機関におけるコンプライアンスの徹底と自覚、研究費の使用に対する公正性の確保が求められています。

神戸市民病院機構では、研究費を適正に運営・管理し、円滑な研究活動を推進するため、関係規程等の整備や管理体制の強化、研究倫理教育を徹底することで不正防止に取り組んでいます。

研究費の大部分は国民の税金であり、研究費の不正使用、研究活動上の不正行為は、当機構の社会的信用だけでなく、学術研究全体の信頼を損ねることにつながりかねません。

このハンドブックは、公的研究費等の適正な取扱いや研究倫理の理解不足から生じる研究費の不正使用・研究活動上の不正行為を防止する観点から、当機構の研究に関わる全ての職員を対象に、当機構の基本的な手続きやルールを分かり易く示したものです。このハンドブックを活用いただき、法令、関係規則、当機構内規程等を遵守し、透明性のある研究活動を行う環境づくりにご協力いただきますようお願ひいたします。

2. 公的研究費等の適正な使用について

(1) 公的研究費等について

公的研究費等は、大きく分類して、国の各省各庁及び各省各庁が所管する国立研究開発法人や独立行政法人並びに地方公共団体等の公的機関から配分される「競争的資金等」と当機構で取り扱う基金、寄附金、運営費補助金等の「競争的資金等以外」の2種類があります。

公的研究費等の種類	
競争的資金等	公的機関からの補助金、助成金、委託費 (科研費、公募型研究資金等)
	民間団体からの競争的資金 (公益財団等からの研究助成金等)
競争的資金等以外	企業等との共同研究費、企業等からの受託研究費、受託事業費 等
	当機構の研究開発支援基金、企業・個人等からの寄附金 等
	運営費補助金 等

競争的資金等の直接経費と間接経費

競争的資金等は、研究者個人の発意で提案され採択された課題であっても、その原資は国民の税金等であることから「個人」ではなく、「研究機関」としての管理が必要となります。

直接経費

競争的資金等により行われる研究を実施するために、研究に直接的に必要なものに対し、競争的資金等を獲得した研究機関又は研究者が使用する経費。

間接経費

直接経費に対して一定比率で手当され、競争的資金等による研究の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費として、被配分機関が使用する経費。

※当院では、競争的資金によって手当された間接経費は 50%を所属部門に配分し、残りの 50%を競争的資金の管理を行うための事務経費として臨床研究推進センターに配分いたします。

当機構の公的研究費等に関する規程等

公的研究費等の適正な管理に関する規程等

- ・科学研究費助成事業研究実施規程（H29.11.1 施行）
- ・公的研究費に関する不正防止計画（H29.11.1 制定）
- ・公的研究費等のモニタリング及び監査の実施に関する細則
- ・公的研究費等の不正防止に関する基本方針（H29.11.1 制定）
- ・公的研究費等の取扱いに関する行動規範（H29.11.1 制定）
- ・公的研究費の不正使用に係る調査等に関する細則
- ・物品購入等契約に係る取引停止等措置規程（神戸市指名停止基準要綱）
- ・「公的研究費等の適正な管理等に関する規程」に基づく研究者等及び取引業者からの誓約書の提出に関する取扱要領

公的研究費等の執行等に関する規程等

＜公的研究費等の執行等に関し適用される規程＞

- ・会計規程
- ・旅費規程
- ・契約規程
- ・会計規程実施要綱
- ・研修講師等謝礼基準 等

＜職務権限等に関する規程＞

- ・組織規程
- ・事務決裁規程

＜不正を行った場合に適用される処分等に関する規程等＞

- ・就業規程
- ・職員の懲戒等の手続きに関する規程

(2) 行動規範

公的研究費等の使用に係る公正性を確保するため、当機構の職員その当機構の公的研究費の取扱いに関わる全ての者は、下記のとおり定められた行動規範を常に意識して行動してください。

地方独立行政法人神戸市民病院機構 公的研究費等の取扱いに関する行動規範

平成29年11月1日制定

地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「当機構」という。）は、公的研究費等（注）の使用にかかる公正性を確保するため、行動規範を次のとおり定める。当機構の職員その他当機構の公的研究費等の管理・運営に関わる全ての者（以下「研究者等」という。）は、これを誠実に実行しなければならない。

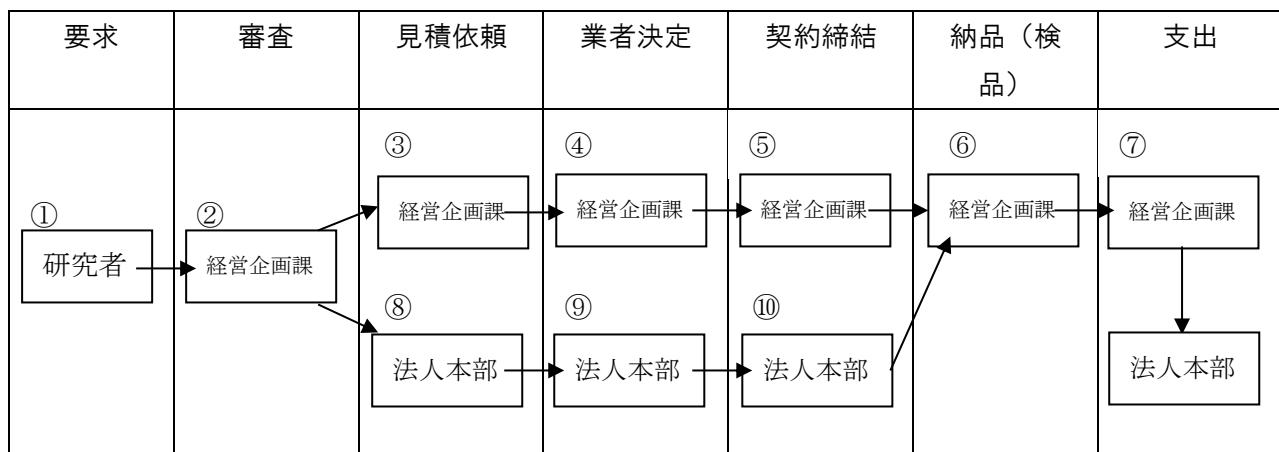
1. 研究者等は、公的研究費等が当機構の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。
2. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり、関係法令等及び当機構の諸規定並びに事務処理手続き等を遵守しなければならない。
3. 研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。
4. 研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。
5. 研究者等は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において市民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。
6. 研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等及び当機構の諸規定等の知識習得、事務処理手続きの理解に努めなければならない。

（注）公的研究費等とは、国の各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人並びに地方公共団体等の公的機関から配分される競争的研究資金のほか、基金、寄付金・助成金、補助金、委託料、運営費交付金等を財源として当機構で取り扱うすべての研究費をいう。

(3) 公的研究費等の使用ルール

物品を購入するとき

1. 物品購入にあたっては、原則、経営企画課に要求してください。(①)
2. 審査では、要求物品が予算の範囲内であるか、公的資金で購入することが適當かどうかを検討したのち、競争入札、または見積合わせ等による随意契約等、適正な購入方法を判断します。(②)
3. 見積合わせ(③)または競争入札(⑧)を実施。
4. 見積合わせ(④)または競争入札(⑨)により業者を決定。
5. 売買契約書等により契約締結。(⑤、⑩)
6. 経営企画課にて検品(事務室または設置場所)を行います。(⑥)
7. 検品ののち、相手先から請求書を受け取りしだい支出手続きをとり、法人本部より相手先口座に振り込みします(⑦)

出張するとき

1. 当事者が経営企画課へ研究費要求書の提出
2. 経営企画課にて旅費規程に基づき旅行命令書を作成
3. 出張後、経営企画課にて出張の事実を確認した後、当事者へ旅費振り込み処理
4. 法人本部より当事者へ振り込み

※旅費精算に必要な書類

- 旅費・宿泊領収書等
原則、旅費規定に沿った経済的経路による支給となります。
- 学会等に参加した場合の学会参加費等
学会等の参加証、神戸市民病院機構宛の領収書

謝金を支払うとき

1. 当事者から従業者へ依頼、内容・機関・謝金支払い条件等を説明
2. 当事者が経営企画課へ研究費要求書を提出
3. 従業者による業務実施
4. 経営企画課より従業者へ謝金の振り込み処理
5. 法人本部より当事者へ振り込み

※作業依頼に必要書類

- 振込依頼書
- マイナンバー通知書の写し

※謝金は、原則「地方独立行政法人神戸市民病院機構 研修講師等謝礼基準」により決定します。

(4) 相談窓口

公的研究費等の使用について、機構で必要な事務手続き、ルール等に不明な点があれば、所管課の事務担当者へご相談ください。

相談窓口一覧

担当課	連絡先
中央市民病院 経営企画課	078-302-4469 内線：2621

(5) 管理体制と不正行為防止の取組み

当機構では、公的研究費等の適正な管理等を行うため、「地方独立行政法人神戸市民病院機構 科学研究費助成事業研究実施規程」で管理体制を明確にし、法人内外に公表しています。

地方独立行政法人神戸市民病院機構 科学研究費助成事業研究実施規程

(目的)

第1条 この規程は、地方独立行政法人神戸市民病院機構（以下「法人」という。）の研究者が行う研究のうち、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）を受けて行う研究について、その取扱いの方針を定め、もって科研費による研究成果をあげるとともに研究成果の普及を図ることを目的とする。

(組織の責任体制)

第2条 法人全体を統括し、科研費の運営・管理について最終責任を負う者（最高管理責任者）を理事長と定める。

- 2 最高管理責任者を補佐し、科研費の運営・管理について法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者（統括管理責任者）を総務担当理事と定める。
- 3 科研費の運営・管理について実質的な責任と権限を持つ者（コンプライアンス推進責任者）を病院長と定める。
- 4 研究倫理教育責任者を各診療科長と定める。

(組織、研究を行う職)

第3条 研究活動を行うことを職務に含む者（以下「研究者」という。）として所属し研究活動に実際に従事する者は次のとおりとする。

- (1) 神戸市立医療センター中央市民病院第1診療部に所属する医師
- (2) 神戸市立医療センター中央市民病院第2診療部に所属する医師
- (3) 神戸市立医療センター中央市民病院第3診療部に所属する医師
- (4) 神戸市立医療センター中央市民病院救命救急センターに所属する医師
- (5) 神戸市立医療センター中央市民病院教育部に所属する医師
- (6) 神戸市立医療センター中央市民病院医療情報部に所属する医師
- (7) 神戸市立医療センター中央市民病院臨床研究推進センターに所属する医師

(研究計画の策定)

第4条 研究者は、科研費による研究については、他の業務に支障を及ぼさない範囲内において自発的に研究計画を立案し、実施するものとする。

- 2 当該研究計画を立案し実施しようとする研究者は、あらかじめ、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会（以下「学術振興会」という。）が定める様式に従った研究計画調書を作成し、当該研究の写しを理事長に提出する。

(研究の実施)

第5条 研究者は科研費による研究を行う場合は、第3条第1号から第7号に規定する組織の活動として実施するものとする。

(研究成果の取扱い)

第6条 研究者は、科研費により行った前条の研究については、他の規程に係わらず、当該研究の研究成果について、自らの判断で公表することができるものとする。また、公表に当たっては、職務として自発的に学会に参加できるものとする。

(研究報告の義務)

第7条 科研費による研究を行う研究者は、科研費に係る規程及び交付の際に附される諸条件に従い報告書を作成し、当該報告書の写しを理事長に提出するものとする。

(管理等の事務)

第8条 科研費の研究計画調書のとりまとめ及び補助金の経理管理等の事務は、経営企画課が所掌する。

- 2 経営企画課は、研究者の依頼に基づいて物品の発注を行う。研究者本人は行わない。

2.公的研究費等の適正な使用について

- 3 経営企画課は、業者が事務局に持ち込んだ物品について、品名・数量等を確認後、納品書に検収印を押印し、第3条第1号から第7号に規定する研究活動を行う所属に納品させる。
- 4 経営企画課は、研究者の依頼に基づいて出張伺いの決裁を取る。用務終了後に、出張報告書、領収証及び航空券半券等により事実確認を行う。
- 5 経営企画課は、研究者からの依頼に基づいて非常勤職員の雇用伺いの決裁を取る。作業終了後に勤務報告等により、事実確認を行う。

(内部監査)

第9条 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定、以下「ガイドライン」という。）を踏まえ、内部監査を行う。

- 2 内部監査は、コンプライアンス推進室が行う。

- 3 監査の対象は、前年度の契約実績の約10%を抽出したものとし、会計書類の検査並びに購入物品の使用状況等に関する研究者からのヒアリングにより確認する。

(倫理教育)

第10条 公正な研究活動を推進するため、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文部科学大臣決定）を踏まえ、研究活動に関わる者を対象に定期的な研究倫理教育を行う。

(不正防止計画の策定及び実施等)

第11条 最高管理責任者は、科研費及び公的研究費（以下「科研費等」という。）の運営及び管理並びに執行が適正に行えるよう、適切にリーダーシップを發揮するとともに、不正使用が行われる要因の把握に努め、違法行為や不正防止のための措置を講じるものとする。

- 2 不正防止計画の推進は、コンプライアンス推進室が行う。

- 3 コンプライアンス推進室は、不正防止の推進のため、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 不正防止計画の企画・立案及び推進に関すること。
- (2) 不正防止計画の検証及び進捗管理に関すること。
- (3) 不正発生要因の分析及び改善策に関すること。

- 4 最高管理責任者は、科研費等に関して不正使用の事実が認められた場合は、機構の定める規程等により必要な措置を講じるものとする。

- 5 不正使用に関与した取引業者等にかかる対応等については、機構の定める規程等により必要な措置を講じるものとする。

(研究における誓約)

第12条 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成19年2月15日（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定）を踏まえ、病院長は科研費の運営・管理に関わる全ての構成員にコンプライアンス教育を行い、不正を行わないことなどを盛り込んだ誓約書を提出させること。誓約書の提出がない場合は、科研費の管理・運営に関わらせないこと。

(法令等の遵守)

第13条 第3条第1号から第7号に規定する組織に所属する研究者は、科研費による研究の遂行に当たり、関係法令等並びに文部科学省及び学術振興会が定める各種の科研費に関するルールを遵守するものとする。

(その他の事項)

第14条 この規程に定めるもののほか、科学研究費助成事業に係る研究に関し必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年9月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年7月30日から施行する。

2.公的研究費等の適正な使用について

(6) 誓約書の提出について

当機構では、「地方独立行政法人神戸市民病院機構 科学研究費助成事業研究実施規程」に基づき、研究申請時に、研究者からの誓約書の提出を義務付けています。

なお、取引数が多い業者からも、不正経理に協力しない旨の誓約書を提出させます。

対象者		誓約書の様式
研究者等	当機構の職員その他当機構の公的研究費等の取扱いに関わっている全ての者	様式1 誓約書
取引業者	当機構の公的研究費等を財源とする取引に参加する業者 (但し取引数が多い業者)	様式2 誓約書

研究者等から提出される誓約書（様式1）

（第11条関係）

誓 約 書

神戸市民病院機構 理事長 あて

私は、自身が関与する公的研究費等による研究課題の推進にあたり、文部科学省の公開しているコンプライアンス教育を受講し又は関連する資料を受領し、内容を理解した上で、以下の事項を確認しました。

1 地方独立行政法人神戸市民病院機構の定める関連規程等や公的研究費等の配分機関の定めるルールを遵守すること。

2 公的研究費等の不正使用や研究上の不正行為を行わないこと。

3 関連規程等に違反して、不正使用や不正行為を行った場合は、地方独立行政法人神戸市民病院機構及び公的研究費等の配分機関による処分及び法的な責任を負担すること。

令和 年 月 日

所属 _____

職名 _____

氏名（自署）_____

(7) 公的研究費等の不正使用の事例と措置

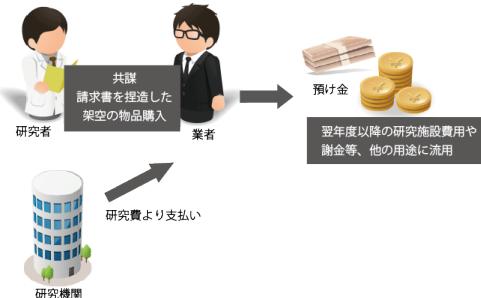
実態を伴わない虚偽の申請や報告によって不正に研究費を支出する行為は「研究費の不正」に当たります。

預け金：架空発注により業者に預け金を行う行為は不正使用に当たります。

例 業者に虚偽の請求書を作成させ、支払われた研究費を業者に預け金として管理させ、翌年度以降の研究施設費用に流用。

＜配分機関による措置及び当機構での処分＞

- ・補助金の返還命令
- ・5年の競争的資金への応募資格の制限
- ・関係業者に対して一定期間の取引停止
- ・懲戒処分等機構内での人事処分



カラ出張：実態のない旅費申請、実際に要した金額以上の経費を申請する水増し請求行為は不正使用にあたります。

例 新幹線で申請しておきながら、実際は格安航空券を購入して差額を取得、また前泊や後泊すると申請しておきながら、実際は用務当日に移動して、宿泊費、日当を不正に取得し、私的に流用。

＜配分機関による措置及び当機構での処分＞

- ・補助金の返還命令
- ・10年の競争的資金への応募資格の制限
- ・懲戒処分等、機構内での人事処分

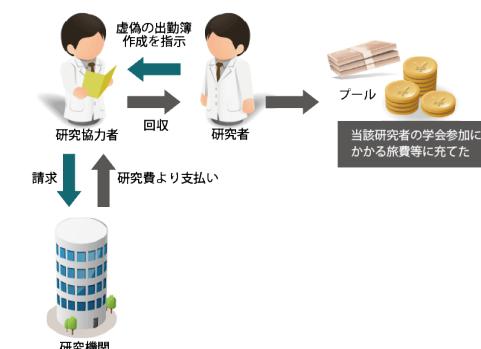


カラ謝金：実態のない雇用、作業時間の虚偽申請による謝金の水増し請求する行為は不正使用にあたります。

例 研究協力者に実際より多い作業時間の出勤簿を作成させ、支払われた謝金の差額をブルーし、他の経費に流用。

＜配分機関による措置及び当機構での処分＞

- ・補助金の返還命令
- ・5年の競争的資金への応募資格の制限
- ・懲戒処分等、機構内での人事処分



(8) 不正使用を行った研究者に対する応募資格の制限等について

総合科学技術会議（総合科学技術・イノベーション会議）では、平成24年度「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正において、特に悪質な不正使用の事案に対しては厳しく対処するとともに、不正使用の内容に応じて、当該競争的資金への応募資格を制限することとしています。

応募制限の対象者	不正使用の程度と応募制限期間	
不正使用を行った研究者と共に謀る者	私的流用の場合、10年	
	私的流用以外で	① 社会への影響が大きく、行為の悪質性も高い場合、5年
		② ①及び③以外の場合、2から4年
		③ 社会への影響が小さく、行為の悪質性も低い場合、1年
不正受給を行った研究者と共に謀る者	5年	
善管注意義務違反を行った研究者	不正使用を行ったもの応募制限期間の半分 (上限2年、下限1年、端数切り捨て)	

【不正事案の公表について】

平成26年度以降の文部科学省関連の競争的資金制度において、研究費の不正使用等を行った研究者や、善管注意義務に違反した研究者のうち、応募資格が制限された研究者については、原則、研究者氏名を含む当該不正の概要を文部科学省のHPにおいて公表。

※社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合は、応募資格を制限せず、厳重注意を通知する。

《機関に対する措置》

研究者だけでなく機関に対しても、不正が確認された公的研究費等の配分機関から下記のような措置が講じられることがあります。

- ・体制整備等の不備について、改善事項及び履行期限（1年）を示した管理条件の付与
⇒管理条件の履行が認められない場合、間接経費措置額の一定割合削除等
- ・不正に係る競争的資金の一部又は全部の返還
- ・研究者の責任により調査の最終報告書の提出が遅延した場合、採択又は交付決定の保留、交付停止等

2.公的研究費等の適正な使用について

(9) 公的研究費等の不正使用による処分までの流れ

研究費の不正使用に関する通報があった場合や不正使用が疑われる事案が発覚した場合は、当機構の関係規程に基づき、調査を行い、調査結果の公表、不正使用が認められた場合は処分等が行われます。

《不正使用が認められた場合》

- ・競争的資金等の返還
- ・競争的資金等への応募資格の制限（参照：P11）
- ・懲戒処分等機構内での人事処分
- ・刑事告訴
- ・民事訴訟
- ・研究機関に対する措置

管理条件の付与、間接経費の削減、配分の停止等

《公表について》

- ・調査結果の公表（中間報告をする場合もある）
- ・不正使用が行われた場合は、次の事項を公表する。
 - 不正使用に関与した者の氏名等
 - ・調査結果の報告

資金配分機関に報告

《その他》

- ・当該通報等が悪意に基づく通報等であると認められた場合は、懲戒処分等、機構内での人事処分を講ずる。

2.公的研究費等の適正な使用について

(10) 通報窓口

当機構において管理する公的研究費等の不正使用に関する内部監査は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）（平成26年2月18日改正）文部科学大臣決定」、公的研究費 内部監査マニュアルにより、コンプライアンス推進室が行います。

また、通報窓口を以下のとおり設置します。

地方独立行政法人神戸市民病院機構 コンプライアンス推進室
〒650-0047 神戸市中央区港島南町2丁目2番地
神戸市立医療センター中央市民病院 南館3階
TEL：078-940-0156
FAX：078-306-2870

通報にあたっては原則として、

- ①通報者の氏名
 - ②不正使用等をおこなったとする研究者等の氏名・所属
 - ③不正使用等の具体的な内容（態様・内容）
- を明示くださいますようお願いいたします。

注意事項

- ・通報者に詳しい情報の提供や調査への協力を依頼することがあります。
- ・通報等が悪意によるものであると認められた場合は、当該通報者に対し懲戒処分等を講ずることがあります。
- ・通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。

3. 責任ある研究活動について

(1) 研究活動上の不正行為について

研究活動上における不正行為とは、研究者倫理に背馳し、研究活動、研究成果の発表において、その本質ないし本来の趣旨を歪め、科学コミュニティの正常な科学コミュニケーションを妨げる行為にほかなりません。

故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる投稿論文など、発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の「捏造」、「改ざん」及び「盗用」が特定不正行為にあたります。

また特定不正行為にはあたらないものも不正行為としてみなされるため、注意が必要です。

研究活動上における不正行為

捏造

存在しないデータ、研究結果を作成すること

改ざん

研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること

盗用

他の研究者のアイデア、分析、解析方法、データ、研究結果、論文または用語を、当該研究者の了解もしくは適切な表示なく流用すること

その他

他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文と著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップ等

(出典:平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(P10))

不正行為・特定不正行為は認められた場合、平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」、当機構の公的研究費関係規定・その他関連規定等に沿って、公的研究費等の返還、申請及び参加資格の制限、懲戒等の処分を講ずことがあります。

当機構の研究不正防止に関する規程等

- ・研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(平成 31 年 4 月 1 日施行)

その他関連規程等

<職務権限等に関する規程>

- ・組織規程
- ・事務決裁規程

<不正を行った場合に適用される処分等に関する規程等>

- ・就業規程
- ・職員の懲戒等の手続きに関する規程

(2) 行動規範

研究活動における信頼性と公正性を確保するため、当機構の研究活動に携わる全ての者は、下記のとおり定められた行動規範を常に意識して行動してください。

地方独立行政法人神戸市民病院機構 公的研究費等の取扱いに関する行動規範

平成29年11月1日制定

地方独立行政法人神戸市民病院機構(以下「当機構」という。)は、公的研究費等(注)の使用にかかる公正性を確保するため、行動規範を次のとおり定める。

当機構の職員その他当機構の公的研究費等の管理・運営に関わる全ての者(以下「研究者等」という。)は、これを誠実に実行しなければならない。

1.研究者等は、公的研究費等が当機構の管理する公的な資金であることを認識し、公正かつ効率的に使用しなければならない。

2.研究者等は、公的研究費等の使用に当たり、関係法令等及び当機構の諸規定並びに事務処理手続き等を遵守しなければならない。

3.研究者等は、研究計画に基づき、公的研究費の計画的かつ適正な使用に努めるとともに、研究活動の特性を理解し、効率的かつ適正な事務処理を行わなければならない。

4.研究者等は、相互の理解と緊密な連携を図り、協力して公的研究費等の不正使用を未然に防止するよう努めなければならない。

5.研究者等は、公的研究費等の使用に当たり取引業者との関係において市民の疑惑や不信を招くことのないよう公正に行動しなければならない。

6.研究者等は、公的研究費等の取扱いに関する研修等に積極的に参加し、関係法令等及び当機構の諸規定等の知識習得、事務処理手続きの理解に努めなければならない。

(注)公的研究費等とは、国の各省庁及び各省庁が所管する独立行政法人並びに地方公共団体等の公的機関から配分される競争的研究資金のほか、基金、寄付金・助成金、補助金、委託料、運営費交付金等を財源として当機構で取り扱うすべての研究費をいう。

参照：声明「科学者の行動規範－改訂版－」(2013年1月25日 日本学術会議)

<http://www.scj.go.jp/ja/scj/kihan/>

(3) 研究記録等の管理等

当機構の研究活動に従事する研究者等は、研究活動の公正性等を説明するために研究記録等を適切に管理・保存しなければなりません。

参考)中央市民病院「臨床研究に係る標準業務手順書」に定める管理・保存方法

研究記録等

研究の計画、過程、結果、考察を示すもの

- ・各種計測データ
- ・ラボノート
- ・成果有体物
- ・その他研究の計画、過程、結果、考察を示すもの

保存期間

- ・当該研究の中止又は終了後、**5年間**
- ・論文等の形で発表された成果のもととなった研究資料等は、
当該論文発表から**10年間**

人を対象とする医学系研究に係る研究記録等の管理・取扱方法等については、当該研究を実施する場合において遵守すべき法令、手順書等によるものとします。

- ・ヒトを対象とする医学研究に関する倫理指針
- ・臨床研究に係る標準業務手順書（中央市民病院）

（参考）記録の保存

研究対象者最後の来院日から 5 年間

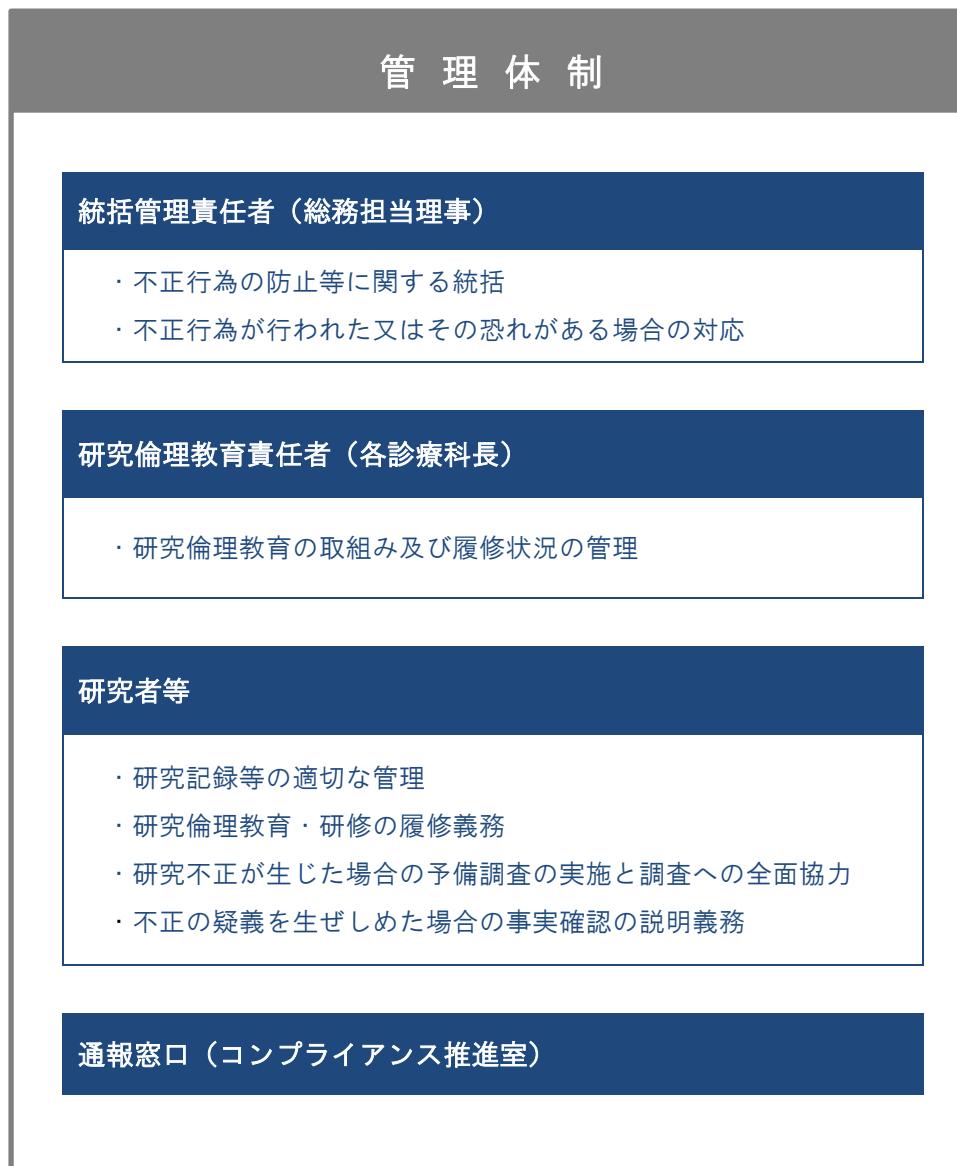
- ・原資料（診療録、画像診断フィルム等）

研究終了後、5 年間

- ・分野別審査委員会委員名簿
- ・審査資料（審査申請書・計画書・説明文書の他に有害事象の報告等も含む）
- ・分野別審査委員会の会議記録（審査結果、意見及び議事要旨等）

(4) 管理体制と不正行為防止の取組み

当法人では、研究活動上の不正行為を事前に防止するため、法人内の責任体系を明確にし、法人内外に公表しています。なお、研究倫理教育の取組や履修状況の管理を行う「研究倫理教育責任者」を設置しています。



(5) 不正行為を行った研究者に対する応募資格の制限等

総合科学技術会議（総合科学技術・イノベーション会議）では、平成24年度「競争的資金の適正な執行に関する指針」（競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）の改正において、研究上の不正行為（捏造、改ざん、盗用）があったと認定された場合、不正行為の内容に応じて、当該競争的資金への応募資格を制限しています。

不正行為に係る応募制限の対象者		不正行為の程度	応募制限期間
不正行為に 関与した者	1. 研究の当初から不正行為を行うことを意図していた場合など、特に悪質な者		10年
	2. 不正行為があつた研究に係る論文等の著者	当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	5～7年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	3～5年
	上記以外の著者		2～3年
3. 1. 及び2. を除く不正行為に関与した者			2～3年
不正行為に関与していないものの、不正行為のあった研究に係る論文等の責任を負う著者（監修責任者、代表執筆者又はこれらの者と同等の責任を負うと認定された者）		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が大きく、又は行為の悪質性が高いと判断されるもの	2～3年
		当該分野の研究の進展への影響や社会的影響が小さく、又は行為の悪質性が低いと判断されるもの	1～2年

機関へ対する措置

研究者だけでなく機関に対しても、不正行為が確認された研究活動に係る公的研究費等の配分機関から下記のような措置が講じられることになっています。

- ・体制整備等の不備について、改善事項及び履行期限を示した管理条件の付与
⇒管理条件の履行が認められない場合、間接経費措置額の一定割合削除等
- ・不正に係る競争的資金の一部又は全部の返還
- ・措置内容の公表

(6) 通報窓口

当機構における特定不正行為に関する通報窓口は、「コンプライアンス推進室」に設置しています。

地方独立行政法人神戸市民病院機構 コンプライアンス推進室
〒650-0047 神戸市中央区港島南町2丁目2番地
神戸市立医療センター中央市民病院 南館3階
TEL: 078-940-0156
FAX: 078-306-2870

通報は、書面、電子メール、FAX、電話又は面談により受け付けています。

通報にあたっては原則として、

- ①通報者の氏名
 - ②研究不正行為を行ったとする研究者等又はグループ等の氏名又は名称
 - ③研究不正行為の具体的な内容、内容を不正とする科学的合理的理由
- を明示くださいますようお願ひいたします。

注意事項

- ・通報者に詳しい情報の提供や調査への協力を依頼することがあります。
- ・通報等が悪意によるものであると認められた場合は、当該通報者の所属及び氏名を公表する等の処分を講ずことがあります。
- ・通報したことを理由として、不利益な取扱いを受けることはありません。